令和7年度(2025年度)

『広島市高齢者いきいき活動ポイント事業』 活動団体の手引

高齢者いきいき活動ポイント事業は、65歳以上(令和7年9月1日現在)の高齢者の社会参加の活動実績に基づき、高齢者にポイントを付与し、1年間貯めたポイント数に応じて、その高齢者に奨励金を支給する制度です。

目 次

Ι		高	齢者	いる	きじ	き	活	動	ポ	1	ン	1	事	業	に	つ	い	て		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
			事業	-																										
			制度																											
			動団																											
	i.		活動	団体	本の)応	募	要	件		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4
			活動				-																							
	iii		ポイ	ン	卜付	与	(ス	タ	ン	プ	押	印)		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4
	iv		広莫	牛 7	及 71	(各)	紀	ത	丰	间																				۶

問合せ先

広島市高齢者いきいき活動ポイント事業等コールセンター

電話:082-512-0290

活動団体の応募受付

広島市健康福祉局高齢福祉部高齢福祉課管理係

〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

電話:082-504-2143 ファックス:082-504-2136

Eメール: korei@city.hiroshima.lg.jp

I. 高齢者いきいき活動ポイント事業について

i. 事業の目的

本格的な高齢化社会を迎える中、地域に暮らす人々が、健康寿命を延ばしていくための自助や近隣の人々との共助により、できる限り住み慣れた地域で安心して生活していけるようなまちづくりを進めていくことが重要になっています。

高齢者いきいき活動ポイント事業(以下「ポイント事業」といいます。)は、このようなまちづくりを進めるための広島市の独自の事業であり、多くの高齢者が元気でいること、そして、できれば地域の支え手になってもらうことを奨励しようというものです。

また、ポイント事業では、自らの健康づくりの取組から、町内会や社会福祉協議会、老人 クラブなどの地域団体が市の補助を受けて取り組む活動への参加まで様々な活動に取り組む 高齢者をその実績(ポイント換算)に応じて支援する仕組みになっています。

ii. 制度の内容

1 対象者

令和7年9月1日現在広島市内に住所を有する65歳以上の高齢者(所得制限はありません。また、重度障害者福祉タクシー利用助成を選択していない方に限ります。)

2 ポイント付与の対象となる活動とポイント数

ポイント付与の対象となる活動とポイント数は、次のとおりです。ただし、政治、宗教 及び営利を目的とした活動はポイント付与の対象とはなりません。

(1) 自らの健康づくり・介護予防に取り組む活動(1回につき1ポイント。押印は1日 1回まで)

対象となる活動を行った高齢者に対し、活動団体は1ポイントを付与します。

	活動類型	活動例
ア	交流サロン等への参加	サロンの他に、認知症カフェなど交流を目的とした 集まりを含む。
1	グラウンドゴルフ等のスポ ーツ活動	スポーツ全般
ウ	体操・ウォーキング等 (イ より軽い運動)	軽いハイキングや登山、介護予防教室などを含む。
エ	生涯学習講座等	座学全般(団体運営のための会議や研修への参加は 除く。)
才	フィットネス・カルチャー スクール	民間の有料施設を利用した活動を含む。
カ	囲碁・将棋・カラオケ・手 芸等(文化活動)	文化活動全般
キ	町内会等の行事への参加	祭り・運動会・避難訓練等への参加。行事は、町内 会以外の地域団体(老人クラブや女性会など)が実 施するものを含む。
ク	その他健康づくり・介護予 防活動	ア〜キまでの分類に当てはまらない健康づくり・介 護予防活動(例)園芸 など

前記の例示以外にも、健康づくりや介護予防になる様々な活動を対象にして、ポイントの付与が可能ですので、ポイント対象の可否について疑義がある場合は、広島市高齢者いきいき活動ポイント事業等コールセンター(Tm 082-512-0290)にお問い合わせください。

なお、「自らの健康づくり・介護予防に取り組む活動」について、介護予防のための機能訓練を実施するデイサービス等は、介護保険のサービスとして利用するものであるため、ポイント事業の対象とはなりません。

(2) 健康診査やがん検診の受診等(1健(検)診につき2ポイント。1日に複数押印可) 生活習慣病の予防、早期発見・早期治療等のため、次の健診を受診等した高齢者に対 し、医療機関等は2ポイントを付与します。

【対象となる健診等】

- 国民健康保険の加入者等の特定健康診査
- 後期高齢者医療制度加入者の健康診査
- 協会けんぽ、組合健保、共済組合などの医療保険加入者(被扶養者を含む。)の 特定健康診査
- ・ 生活保護受給者などの医療保険未加入者の健康診査(本市発行の受診券を持参した場合に限る。)
- 被爆者健康診断
- ・ 広島市が実施するがん検診(胃、肺、大腸、子宮、乳。被爆者がん検診を含む。)
- 被爆二世健康診断
- 節目年齢歯科健診
- 後期高齢者歯科健診
- ・ 骨粗しょう症検診
- ・ 薬剤師等による「服薬情報のお知らせ」の確認
- 薬剤師等による「服薬情報のご案内」の確認

なお、人間ドック等により、特定健康診査又は広島市が実施するがん検診に相当する検査を受診した場合は、それぞれのポイントが付与されます。

(3) 地域の支え手になる活動 (1回につき2ポイントまたは4ポイント。それぞれ押印は1日1回まで)

① 2ポイント対象となる活動

「4ポイント対象となる活動(限定)」以外のボランティア活動については、活動 を行った高齢者に対し、活動団体は2ポイントを付与します。

なお、ポイント事業におけるボランティア活動には、無償に限らず有償(交通費等の実費程度の謝金に限る。)のものも含まれます。

	活動類型	活動例								
A	清掃活動	公園、河川、山など清掃する場所は問わない。リサイクルのための空き缶収集を含む。環境保全活動や花壇の水								
В	見守り活動	やりボランティアはHで整理する。 児童の登下校における見守りを想定しており、高齢者の 見守りはGで整理する。								
С	防災・防犯活動	避難訓練の運営や防犯パトロールなど。 ※自主防災会による災害発生時の活動(避難所開設な ど)はH(4ポイント)で整理する。								
D	町内会等の運営活 動・行事の世話	運営活動(役員会議等への出席など)や行事の世話(祭りや運動会等の準備など)。行事は、町内会以外の地域団体(老人会や女性会など)が実施するものを含む。								
Е	子育て支援活動	子育て支援活動 ※子育てオープンスペースでの支援活動及びこどもの 居場所づくりに関する活動は4ポイントの活動とし て整理する。								
F	介護施設等での支援 活動	介護施設や障害者支援施設等を訪問し、歌や踊り等を披露する活動								
G	高齢者・障害者への 支援活動	老人クラブが行う友愛活動、見守りなど								
Н	その他ボランティア活動	A~Gまでの分類に当てはまらないボランティア活動 ・ふれあい・いきいきサロン(介護予防・日常生活支援 総合事業(以下「総合事業」という。)に含まれない もの)の世話人としての活動 ・観光・平和ガイドの活動 ・児童への読み聞かせボランティア活動 ・講師や指導者としての活動 ・環境保全活動や花壇の水やりボランティア活動 など								

前記の例示以外にも、地域の実情に応じた様々なボランティア活動を対象にして、ポイントの付与が可能ですので、ポイント対象の可否について疑義がある場合は、広島市高齢者いきいき活動ポイント事業等コールセンター(版082-512-0290) にお問い合わせください。

② 4ポイント対象となる活動(限定)

次のボランティア活動を行った高齢者に対し、活動団体は4ポイントを付与します。

- 子育てオープンスペース(乳幼児とその保護者が気軽に集い、遊べる場所(広島市が認めるもの))での支援活動
- ② こどもの居場所づくりに関する活動(こども食堂や学習支援など)
- 介護施設等、保育園、障害者支援施設、児童福祉施設、医療機関での清掃、配膳、 洗濯、駐車の誘導など
- 高齢者及び障害者に対する外出時の付き添い介助、点訳・音訳、手話・要約筆記
- **6** 市の補助を受けて実施する「総合事業」に含まれる住民主体型生活支援訪問サービスの提供活動
- 6 コーディネーターとして、上記の❶~❺の活動の調整等を行う活動
- ⑦ 総合事業に含まれる地域高齢者交流サロン(補助を受けて実施するもの(※1)) 及び地域介護予防拠点(※2)の世話人や認知症カフェのスタッフとしての活動
 - ※1 補助を受けなくなった場合でも、サロンとしての活動が続く限り4ポイントです。
 - ※2 地域介護予防拠点については、補助金の交付が必須ではありません。
- ❸ 自主防災会による災害発生時の活動(避難所開設など)
- 9 府中町・海田町(ポイントの相互付与を行う自治体)の登録団体が4ポイントとして行う活動

Ⅱ. 活動団体の登録

高齢者による「**自らの健康づくり・介護予防に取り組む活動」や「地域の支え手になる活動(ボランティア活動)」**の実施主体となり、活動された高齢者にポイントを付与(スタンプ押印)していただく団体を広く公募しています。

i.活動団体の応募要件

高齢者による「**自らの健康づくり・介護予防に取り組む活動**」あるいは「**地域の支え手 になる活動(ボランティア活動)」**の活動団体は、法人格の有無を問いません。既存の地域団体等に加えて、新たにグループを作りこれから活動される場合も応募可能です。

【応募要件】

- (1) ポイント事業の趣旨を理解し市に団体登録すること
- (2) スタンプを管理できる責任者を2名以上置くこと
- (3) 活動の参加者を広く受け入れること
- (4) 「自らの健康づくり・介護予防に取り組む活動」は、最低でも月1回以上の定期的・継続的な活動が見込まれること
- (5) 暴力団でないこと、構成員に暴力団員やその関係者を含まないこと なお、高齢者の「健康診査やがん検診の受診等」に対するポイント付与を行う医療機 関等についても、(2)及び(4)を除き、上記の要件を適用します。

ii. 活動団体の登録

所定の様式により広島市へ届出をしていただくと、広島市が活動団体として登録します。 また、団体名、代表者名、活動内容、主な活動場所、主な活動例、活動頻度、参加人数(1 回あたり)は広島市ホームページ等で公表させていただきます。

登録された団体に対して、広島市からスタンプを交付します。スタンプには通し番号を付けており、どの団体に交付したものかを広島市の台帳で管理・把握します。

登録された内容に変更が生じた場合やスタンプ押印ができなくなった場合は、広島市ホームページの「高齢者いきいき活動ポイント事業」から「活動団体の方へのご案内」をご覧いただくか、広島市高齢者いきいき活動ポイント事業等コールセンター(TEL082-512-0290)へご連絡ください。

iii. ポイント付与(スタンプ押印)

広島市に登録した活動団体において、高齢者の活動実績を確認の上、高齢者の持参したポイント手帳にスタンプを押印します。

1 実績確認の方法

(1) 自らの健康づくり・介護予防に取り組む活動

活動日当日、活動団体が、高齢者の活動実績を確認してスタンプを押印します。

(2) 健康診査やがん検診の受診等

健診等受診の当日、医療機関又は集団健診実施団体等が、健診等の受診が終わった後でスタンプを押印します。

(3) 地域の支え手になる活動(ボランティア活動)

活動日当日、活動団体が、高齢者の活動実績を確認してスタンプを押印します。

2 ポイント手帳へのスタンプ押印等の方法

- (1) ポイント付与の考え方
 - ① 高齢者に日々継続していただきたい次の活動に対するポイント付与は、以下の<u>●~</u> **③**の活動の区分ごとに、1日につき1回までです。
 - 自らの健康づくり・介護予防に取り組む活動(1ポイント対象)
 - 地域の支え手になる活動(2ポイント対象)
 - 3 地域の支え手になる活動(4ポイント対象)
 - ② 生活習慣病の早期発見・早期治療等のための健康診査やがん検診の受診等(2ポイント対象)に対するポイント付与は、1健(検)診等につき1回までで、同じ日に複数種類を受診した場合は受診した健(検)診の数だけ付与します。
 - ※ 被爆者健康診断については、年4回まで押印が可能ですが、がん検診欄に1つで も押印がある場合は、押印は年3回までになります。

(2) スタンプ押印の方法

スタンプの押印は、活動団体のスタンプ管理責任者が行います。スタンプ管理責任者 自身がポイント付与の対象となる高齢者の場合、スタンプ管理責任者の活動に対するス タンプ押印は、その他のスタンプ管理責任者が行います。

活動の区分によってポイント数が異なるため、ポイント手帳では活動区分ごとにスタンプを押印するページを変えています。実施した活動に該当するページであることを確認の上、①日付欄に日付(月と日の両方)を記入し、②その横のスタンプ押印欄にスタ

ンプを押印してください。

なお、スタンプを押印した記録として集計や書類作成等をしていただく必要はありません。

【ページの種類】

- ・健康づくり・介護予防活動(1ポイント対象)のページ
- ・健康診査やがん検診等(2ポイント対象)のページ
- ・地域の支え手となる活動 (一般的なボランティア活動) (2ポイント対象) のページ
- ・地域の支え手となる活動(特定のボランティア活動)(4ポイント対象)のページ

(3) スタンプ押印の基本ルール

ポイント付与の基本ルールは次のとおりですので、厳守してください。

- ① 活動実績がないスタンプの押印は無効であり、ポイントを付与することはできません。
- ② ポイントは、広島市、府中町又は海田町に登録している活動団体が参加者の活動(登録活動)の実績を確認し、スタンプ管理責任者がポイント手帳にスタンプを押印した場合にのみ付与することができます。

したがって、以下のような場合のスタンプの押印には十分注意してください。

- ・活動実績が確認できない高齢者から押印を求められた場合
 - → ポイント付与の基本ルール違反であり、要求に応じられない旨を説明してください。それにもかかわらず、再三押印を求められた場合には、広島市高齢者いきいき活動ポイント事業等コールセンター(Tm.082-512-0290)にご連絡をお願いします。仮に、実績確認ができないまま押印した場合は、その活動団体が行った押印全て(実績確認ができているものを含む。)が無効となる場合があります。

なお、会員ではない人であっても、活動実績が確認できるのであれば、求めに応じて押印していただいても構いません(義務ではありません。)。

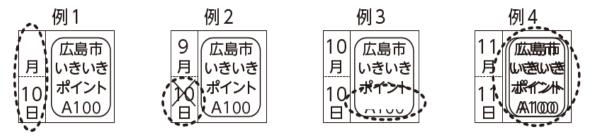
- ・何ポイントの活動なのか分からない場合
 - → コールセンターに問い合わせ、正しいポイント数を確認してください。 確認もせずに、とりあえず4ポイントのページに押印するのは、ポイント付与の 基本ルールに違反し、無効となる場合があります。
- ・広島市に登録していない種類の活動について押印を行おうとする場合
 - → 押印することができるのは、団体登録時や変更時に「活動内容」の欄で記載された活動(=登録活動)だけです。登録活動の変更があった場合は、その都度、登録内容変更届出書を提出してください。
- ・他の団体から代わりに押印するよう求められた場合
 - → たとえスタンプを持っていても、活動実績が確認できない場合はスタンプを押印 しないでください。活動実績を確認しないまま押印した場合は、その活動団体が行 った押印全て(実績確認ができているものを含む。)が無効となる場合があります。
- ・会員等が勝手に押印しようとした場合
 - → スタンプの押印は、スタンプ管理責任者として登録された方のみに認められているものです。同じ団体の会員であっても、登録されていない方が押印することは、ポイント付与の基本ルール違反です。

なお、<u>スタンプ管理責任者は、自分のポイント手帳には押印できませんので、他</u> の責任者に押印してもらうようにしてください。

(4) 有効なスタンプ押印について

ポイントは、広島市に登録している活動団体が、参加者の活動(登録活動に限ります。)の実績を確認し、「スタンプ管理責任者」が、ポイント手帳に「スタンプを押印した場合」にのみ付与されます。

このため、次のように、スタンプを押印する欄への記入・押印があったとしても、いつ押印したのかを含め、不明瞭な押印については「スタンプを押印した場合」として取り扱うことができませんのでご注意ください。



- 例1 日付の一部が記入されていない場合(月と日の両方の記入が必要です。)
- 例2 日付を取り消しているが、修正後の日付が記入されていない場合
- 例3 押印が不明瞭で、スタンプ番号が確認できない場合
- 例4 スタンプが押し直されているが、どの団体が押印したスタンプなのか分からない 場合

(5) 不適切な保管・使用について

- ① 各団体には、ポイント付与の基本ルールを踏まえ、スタンプの適切な保管・使用を行っていただく必要があります。これを故意に遵守しない場合等は、活動団体としての本市への登録を取り消すことになります。
- ② ポイント付与に係る不適切な保管・使用の有無等を調査する必要が生じた場合には、活動団体の代表者に電話等により、又は、活動場所に職員を派遣して事情聴取をすることもありますので、その際にはご協力をお願いします。

iv. 応募先及び登録の手順

1 応募先、受付時間等

活動団体になることを希望する場合は、「高齢者いきいき活動ポイント事業活動団体登録届出書」を広島市に提出してください(提出方法:窓口受付、郵送、メール、FAXのいずれか)。届出書の様式は、広島市健康福祉局高齢福祉部高齢福祉課、各区役所厚生部福祉課で配布します。また、以下のURL (広島市ホームページ)からも印刷できます。

https://www.city.hiroshima.lg.jp/living/fukushi-kaigo/1014902/1025759/1005990/index.html

2 活動団体の登録

団体から提出された「高齢者いきいき活動ポイント事業活動団体登録届出書」の内容を 広島市で確認し、応募要件を満たしていると認められる場合は、活動団体として登録しま す。登録した団体に対しては、「高齢者いきいき活動ポイント事業活動団体登録届出書」 を受理した月の翌月に市からスタンプを交付(郵送)します。

【発送時期の例】

- ・1日~15日に本市が本様式を受け付けた場合 ⇒ 翌月中旬にスタンプ発送
- ・16日~月末に本市が本様式を受け付けた場合 ⇒ 翌月末にスタンプ発送

【参考】ポイント事業の流れ

〈イメージ図〉

①登録 (随時受付)



4 活動

2スタンプ交付

③ポイント手帳交付

.

6ポイント手帳提出

フポイント数に応じて奨励金支給

